

境内神社 酒解神社

例祭日 九月十四日

會計法適用 明治四十一年九月十九日  
指定年月日 縣令第八十二號

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月廿九日  
指定年月日 告示第二百九十二號  
氏子戸數 百八十八戸  
崇敬者員數 五萬人

○石川縣能登國鹿島郡矢田郷村大字所口

能登生國國玉比古神社

縣社

祭神 大己貴神

相殿

素戔鳴神 奇稻田姬命 事代主神 底筒男神  
中筒男神 表筒男神 建御名方神

(事代主神以下五柱は近年神社整理の結果合祀せられたるものなり)

創建年代詳ならずと雖も、延喜式に載せられたる舊祠なり、古老の傳説に據れば、古昔當國に巨鳥毒蛇棲んで山海穩かならず、當時大己貴神之を誅戮し、國土を平定し萬類を生育せしめ給ひたり、是れ即ち當社の大己貴神を崇祀する所以なりと、大同類聚方に、能登藥能登國能登生國玉比古之家傳方腹張者仁與天下須」と見ゆるも、此神の功績を表證せると也、天正年間火災に罹り、社殿及記録類悉く焼失して微とするに足るものなし、今漸く残存せる舊記に據れば、孝元天皇使を下して社殿を造營し給ひ、春秋の祭祀甚嚴重也、崇神天皇當社の祭神を分靈し、羽咋郡瀧津浦に勧請し給ひ、之を氣多神社とす、故に當社を氣多本宮と稱すと云ふ、又仁徳天

皇幣使を下し給ひ、天武天皇社殿を造營せしめらる、養老三年以來數度奉幣使を下し給ひ、降つて醍醐天皇建武元年中院少將定清に詔して社殿を修理せしめられ、同三年源頼顯神封五箇免田を増加せられ、其後大官家持をして幣帛を奉らしめ、弘治三年三月管領高山義綱社殿を改造し、神封を増加せり、而して天正の兵燹を経て、當國は前田利家の領する所となるに及び、築城の爲め當社を宇明神野舊地より南の方八丁計へ遷して造營し神封を廢して更に米十俵の地を寄附せられたり、能州名跡志にも「國府の總社にして十名神明野に在す、此神氣多本宮也、社傳十二石昔は社傳千石兩部にして社人社傳多し」とあるを以ても其の盛大なるを知らる、明治五年縣社に列す。

建物には本殿、拜殿(文久年間の改造八ツ棟唐破風造檜材坪數四十五坪なり)中門あり、境内千四百七十五坪(官有地第一種にして、近年梅樹を栽植したれば、喬木扶疎風致に富み、祠宇高宏巍然として聳え、神威赫々たり、特有の神事)

當社祭典は年中七十五度、就中三月二十一日國幣中社氣多神社の神輿當社に渡幸、祭典を執行するの古例あり、氣多の神職騎馬にて神輿に供奉し來りて、當社鳥居前に到る頃、勅使橋より鳥居前に至るの間、群民充滿肉薄して神輿を奉迎す、此時神職神輿に前驅して群集中を通過し、下馬場に達せんとす、群衆啗賊之を遮り、進行を害し達せしめざる事を勉む、神職は馬上に於て之を鞭撻して避けしめ、漸くにして達す此間頗る難沓を極め、宛然兵亂接戰の狀を爲す、是れ即ち古昔大己貴神妖鬼を誅戮し、以て當國を平定し、萬類を生育せしめたる古實を後世に存せるものにして、所謂能登開國紀念の祭典なり、即ち地誌提要神祇志料等にも、毎年二月初午一宮氣多大神の神輿此處に行幸して祭を行ふ云々とあり。

實物には